

令和3年8月31日更新

令和3年8月2日

## 緊急事態宣言に伴う貸会議室等の 貸し出し制限について（緊急事態宣言延長に伴う対応）

日頃より野田商工会議所をご利用いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、当所においても様々の対策をとりつつ業務を行っているところですが、この度、千葉県を含む首都圏3県と大阪府に対し緊急事態宣言が発出されました。

夜間の外出自粛も要請されていることから、当所貸会議室のご利用について、下記期間の夜間貸し出しを一部制限させていただきます。

緊急事態宣言が9月12日(日)まで延長されました。これにより野田市では、櫛のホール・図書館など公的施設の貸館業務が中止となりました。当所においても同様の対応となり、下記期間の新規貸し出しを中止させていただきます。

ご利用の皆様には、大変申し訳ございませんが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### ・対象となる施設

野田商工会館（櫛のホール5F）

大会議室、会議室2・3・4、研修室、青年部研修室・婦人会研修室

野田商工会議所 別館 2F 講堂

### ・新規貸し出し中止の期間

日時 令和3年9月1日（水）～ 令和3年9月30日（木）

全時間帯の新規貸し出しができません。

（その後の状況により変更の可能性があります。）

### ・夜間の貸し出し制限の期間及び時間

日時 令和3年8月2日（月）～ 令和3年8月31日（火）

20時～21時の時間帯の貸し出しができません。

午前(9時～12時)、午後(12時～17時)、夜間(の内17時～20時)は利用可能です。

※ご利用可能人数は、各室定員の50%以下での使用を継続し、3月22日の注意事項を順守いただいた上、ご利用いただきます。

・8月30日時点で、既に申込みのある貸し出しについては、予定通りご利用いただくことができます。

[この件に関するお問い合わせ先]

野田商工会議所 業務課

TEL 04-7122-3585 FAX 04-7122-7185

info\*nodacci.or.jp(\*を@に変更してください)

令和3年3月22日

## 新型コロナウイルス感染症流行に伴う 貸会議室利用時の注意事項について

令和3年1月7日から継続していた緊急事態宣言が3月21日で解除されたことから、貸し出しを制限していた商工会館（櫛のホール5階および別館）会議室等については、3月22日（月）より下記のとおり運用します。

（利用制限中の夜間17時～21時の利用を再開します）

ご理解・順守いただいた上、貸し出しを行います。

◎引き続き、各室とも定員の50%程度のご利用に限ります。

\*参加者50名を超える会合は、ご利用できません。

\*50%以下でも、3密を伴う状況になる利用方法での利用はできません。

◎下記注意事項を順守した上でご利用を許可します。

注意事項

\*37.5度以上の熱がある方や倦怠感、咳などの症状のある方の会議室等の利用はご遠慮願います。

（当所において、赤外線温度計を用意していますので、必要に応じて貸し出します。：平日のみ利用可能。）

\*会議室等を利用される方（来場される方）は、マスクの着用をお願い致します。

\*各自、会議室に設置してある消毒液を適宜ご利用ください。

○上記3点に関しては、主催者より来場者の方へ（主催者自身を含む）の周知・徹底をお願い致します。

\*1時間に1度程度、会議室の換気をお願い致します。

\*3密（密閉・密集・密接）を避けるため、主催者と来場者、来場者同士の距離を保った上（2M以上）で、ご利用いただきます。

\*すべての主催者、来場者について、住所・氏名・連絡先が確認できるような名簿等をご準備ください。当所への提出の必要はありませんが、2週間程度は主催者において保存いただきますようお願い致します。

◎当所では、会議室の清掃等は定期的に行っていますが、使用の都度の貸会議室の除菌清掃は、対応が行き届かないケースもあり得ますので、必要の範囲において利用者にて行ってください。

（除菌用消毒液、布巾などは貸し出し可能です。）

※夜間の利用について、櫛のホール（1～4階）は、17時で閉館（R3年4月30日までの予定）となりますが、当所の利用は可能です。ただし、入退館の際、正面出入口が使用できない場合がありますのでご注意ください。（夜間ご利用の場合、当所担当者よりご説明いたします。）